○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字上ノ山七三六、七三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山七三八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県大村市中岳町一五〇四・一五〇七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三一九、一三二〇、一三二一の一、一三二一の二、一三二二の三、一三二四の一から一三二四の三まで、一三二五から一三二七まで、一三三二、一三三四の三、一三三五、一三三六、一三三九の一から一三三九の三まで、一三四一から一三四三まで、一三四四の一、一三四五の二、一三四五の四から一三四五の六まで、一三四七の一、一三四七の二、一三四八の二から一三四八の四まで、一三四九、一三五〇、一三五〇の二、一三五一、一三五二、一四五九の二、一四六〇、一四六一、一四六八、一四七一の二、一四七一の五、一四七二の一、一四七二の二、一四七三の二、一四九八の一、一四九八の三、一五〇〇から一五〇二まで、一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇七の六、一五〇七の七、一五一六の一から一五一六の三まで、一五一八の二、一五二〇の一、一五二〇の三、一五二一の六から一五二一の八まで、一五三二の一、一五三二の二、一五三三、一五五〇、一五五一の一、一五五五の二、一五五五の三、一五五八から一五六二まで、一五六三の一、一五六九、一五六九の二、一五七五、一五七六の一、一五七七の三、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の六、一五七八の八、一五七九の一、一五七九の二、一五八〇の一から一五八〇の三まで、一五八一、一五八二、一五八三の二、一五八三の三、一五八七の四、一五八七の六、一五九一の一、一五九一の三、一五九二の三、一五九三、一五九四の一、一五九四の三、一五九五の一から一五九五の三まで、一五九五の一二、一五九六の一、一五九八の二、一五九八の四、一六〇一の一から一六〇一の三まで、一六〇九の五、一六七六の一、一六七六の二、一六九〇の一、一六九〇の三、一六九三の一、一六九三の三、一六九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中岳町一四九七、一五〇三の一、一五二〇の三、一五九二の三、一六〇一の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県掛川市大和田字赤芝一〇五七の一、一〇五七の三、一〇五七の四、字大尾沢一〇八一の一、一〇八一の二、一〇八二、一〇八三、一〇八四の一、字大平目一〇九九から一一〇一まで、一一〇三の一から一一〇三の三まで、字谷沢一一〇五、一一〇六、一一〇七の一、一一〇七の二、字寺西一一二一、字上谷沢一一二六の一、一一二六の二、一一二七の一、字船久保一一四一の一、一一四一の二、字奥船久保一一五〇の一、字小松原一一五五の一、字奥野沢一一七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一一七〇の二、一一七〇の三から一一七〇の五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七〇の六から一一七〇の一三まで、一一七〇の一六から一一七〇の二五まで、一一七〇の二八、一一七〇の四〇、一一七〇の四六から一一七〇の四八まで、一一七〇の五〇から一一七〇の五三まで、一一七〇の五七・一一七〇の五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七〇の六四、一一七〇の七三、一一七〇の七四、一一七〇の七五（次の図に示す部分に限る。）、孕石字柳沢一一六から一一八まで、字谷田ノ上一二五、字屋敷上一二九、字惣ヶ谷沢一四九、一五〇、一五一の一、一五一の二、二九九、字六ノ坪一五三の一、字割林三〇三、字長上ウ路三〇五から三〇七まで、字谷穴三〇八の一、三〇八の二、三〇九から三一二まで、三一三の一、字岩下三一三の二、字ゾロ三一四、三二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字ロゾロ三二五、字屋敷向山三一六、字地神上三一八の一、三一八の三（次の図に示す部分に限る。）、三一八の四、三一八の五、字丸石段三一八の二、字薄倉沢三二四、三二五、字赤土山三二七、三二八、字加良沢三三四の二・三三四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字場悪三三六、三三七の一、字鎧石三三九、三四〇の一、三四三の一、三五三の一、三五三の三、三五三の四、三五四、字本沢三四二の一、三四二の二、字大久保三五〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字西俣名二四二二、字東俣名一一二四、一一二五、一一三〇から一一三六まで、一一三八から一一四一まで、一一二六から一二三〇まで、一二三二から一二三四まで、一二三五の一、一二三七の一から一二三七の三まで、一九六三から一九六九まで、一九七五、美馬町字甫枝佐古三六の一、三六の二、三七（次の図に示す部分に限る。）、三八の一、穴吹町古宮字平谷七五八、七五九、七六〇の一、七六一から七六六まで、七六八から七七二まで、七九九、木屋平字川上六七八の二、六七九の二、六七九の九、六七九の一〇、字太合カケ四四五の一（次の図に示す部分に限る。）、四四五の三二、四四五の八一（次の図に示す部分に限る。）、字弓道四三九、四四四、四四五、四四六の一、四四六の二、四四七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）